

官報

主要目次

政令
戸籍手数料令等の一部改正
郵便法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
府令
戸籍法施行規則の一部改正
規程
電波監理委員会組織規程の一部改正
告示
市村の境界変更(静岡県)
郡の区域変更(和歌山県)
無線従事者国家試験及び免許規則による十二月期(定期)試験
無線局の免許
連合国財産の契約締結及び当該財産の引渡し命令
連合国財産の譲渡、引渡し命令
土別町農協農業復興定期貯金の細目等
昭和産業無盡第十回割増金附定期預金の細目等
埼玉興業労働信用組合第一回勤労定期貯金の細目等
東北銀行第六回福来定期預金の細目等
電気用品の型式承認
原動機付自転車用原動機の型式認定
倉庫業者の営業所変更
福島県郵便局改称
文部省公告
文部省著作教科用図書の出版権設定のために行う入札公告
建設省公告
土地收用公告第三十三号
同第三十九号

政令

戸籍手数料令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百三十七号

戸籍手数料令等の一部を改正する政令

内閣は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第五條第二項及び寄留法(大正三年法律第二十七号)第三條の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 戸籍手数料令(昭和二十四年政令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第二條から第四條までの各條中に「二十円」を「三十円」に改める。

第二條 寄留手続令(大正三年勅令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第四條ノ二第二項中「十八円」を「二十五円」に改める。

附則

この政令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

法務総裁 大橋 武夫

内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽

昭和二十六年十月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百三十八号

郵便法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百号)附則の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 郵便法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵便法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百号)附則の規定に基き、この政令を制定する。

郵便法の一部を改正する法律の施行期日は、昭和二十六年十月二十四日とする。

郵政大臣 佐藤 榮作

内閣総理大臣 吉田 茂

府令

法務府令第五百十四号

戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二十二日

法務総裁 大橋 武夫

第七十七條第二項但書中「二十円」を「三十円」に改める。

附則

この府令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

規程

電波監理委員会規則第八号

電波監理委員会設置法(昭和二十五年法律第三十三号)第二十六條の規定に基き、同法第十七條の規定により、電波監理委員会組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十月二十二日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会組織規程の一部を改正する規則

電波監理委員会組織規程(昭和二十五年電波監理委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

総理府告示第三百五十七号

市村の境界変更
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年九月一日から、静岡県磐田市郡井通村の次の区域を磐田市に編入する旨、静岡県知事から届出があった。

昭和二十六年十月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

磐田市に編入する区域
磐田郡井通村大字一言字南原 二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇一、二八〇三、二八〇四、二八〇六、二八〇七、同字馬道西 二六五〇ノ八、同字北原 二五五二ノ一、二五五二ノ二

総理府告示第三百五十八号

郡の区域変更

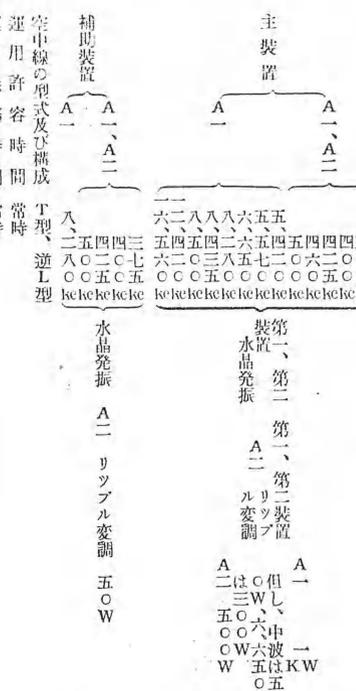
地方自治法第二百五十九條第一項の規定により、昭和二十六年十月一日から、和歌山県那賀郡中野上村、南野上村、東野上村、北野上村、小川村、上神野村、猿川村、長谷毛原村、真園村、志賀野村及び細野村の区域を海草郡の区域に編入する旨、和歌山県知事から届出があった。

昭和二十六年十月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

電波監理委員会告示第七百四十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一〇三八号
- 二 免許人の名称 日本郵船株式会社
- 三 無線局の種類 船舶局
- 四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
- 六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
- 七 免許の有効期限 無期限
- 八 設置場所 延慶丸(主たる停泊港 東京)
- 九 呼出符 号 J M Y E
- 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力



電波監理委員会告示第七百四十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一四八五号
- 二 免許人の名称 極洋捕鯨株式会社
- 三 無線局の種類 船舶局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、免許人所属船舶局
- 六 通信の事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
- 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
- 八 設置場所 第三京丸(主たる停泊港 東京)
- 九 呼出符 号 J N E E
- 十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

電波監理委員会告示第七百四十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百四十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百四十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百四十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百四十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第七百五十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

451 昭26年10月22日 月曜日 官報

第7437号

Table with 7 columns: 一、二、三、四、五、六、七. Contains financial details for various government bonds and interest rates.

昭26年10月22日 月曜日 官報

第7437号 450

Table with 7 columns: 一、二、三、四、五、六、七. Contains financial details and regulations for government bonds, including interest rates and terms.

Table of public notices and administrative matters, including lists of names and numbers for various categories like '官庁事項' and '法務府公告'.

官庁事項

Official matters section containing news about labor unions, railway operations, and government appointments.

法務府公告

Ministry of Justice notices section detailing legal proceedings, court decisions, and administrative actions.

土地收用公告第三十七号
左の事業は土地收用法により土地を
収用することができるものと認定す。

裁判所公告
○民事訴訟法第四百九十九條によつて
左記押收物について少年法第十五
條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて

文部省公告
○出版権設定のために
入札公告
○出札公告

建設省公告
○土地收用公告第三十三号
左の事業は土地收用法により土地を
収用することができるものと認定す。

土地收用公告第三十四号
左の事業は土地收用法により土地を
収用することができるものと認定す。

土地收用公告第三十八号
左の事業は土地收用法により土地を
収用することができるものと認定す。

裁判所公告
○民事訴訟法第四百九十九條によつて
左記押收物について少年法第十五
條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて

文部省公告
○出版権設定のために
入札公告
○出札公告

建設省公告
○土地收用公告第三十三号
左の事業は土地收用法により土地を
収用することができるものと認定す。

土地收用公告第三十四号
左の事業は土地收用法により土地を
収用することができるものと認定す。

